

# 経営事項審査の申請について

長野県 建設部 建設政策課

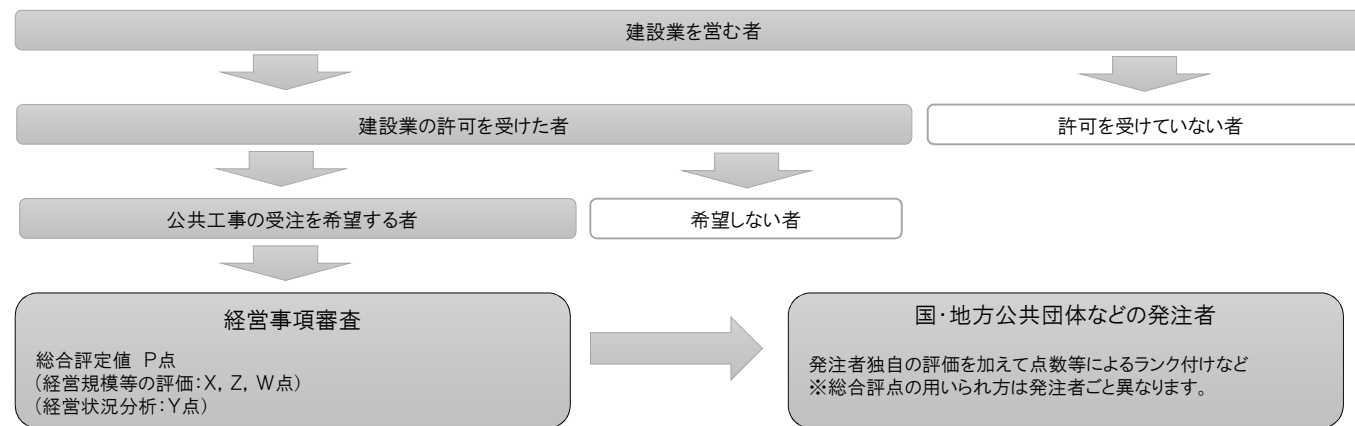
## 経営事項審査について

経営事項審査は、建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が、建設業者の規模、施工能力、財務内容など経営に関する事項について審査を行う制度です。

経営事項審査を受審していない建設業者は、政令で指定する公共工事について直接の請負(元請)事業者となることができません。

※ 政令で指定する公共工事とは国、地方公共団体等が発注者である建設工事で工事1件の請負代金の額が建築一式工事1,500万円、その他の工事500万円以上のものを元請で請け負うものをさします。また、発注者によっては、経営事項審査を受けていないと金額に関わらず受注できない場合がありますので注意が必要です。

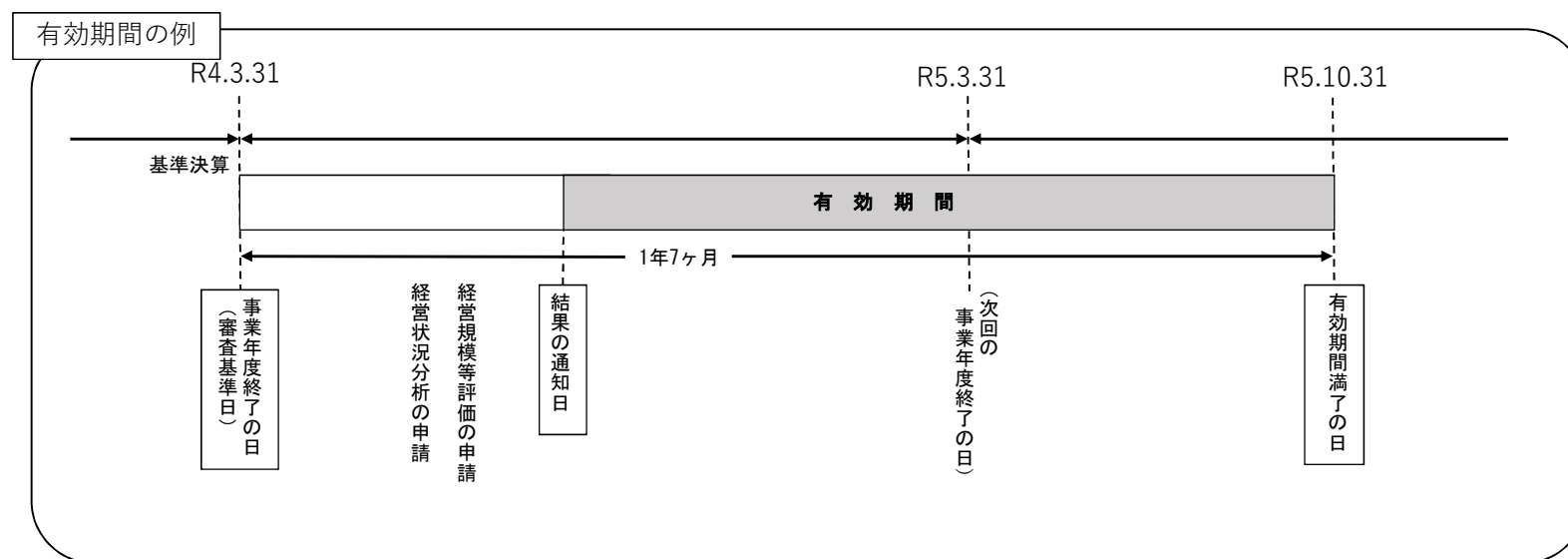
### 建設業許可と経営事項審査の関係



## 経営事項審査の有効期間について

経営事項審査は、結果通知日より当該審査の審査基準日（事業年度終了日）から起算して1年7ヶ月後まで有効です。（結果通知日が有効期間の起算日ではありません。）

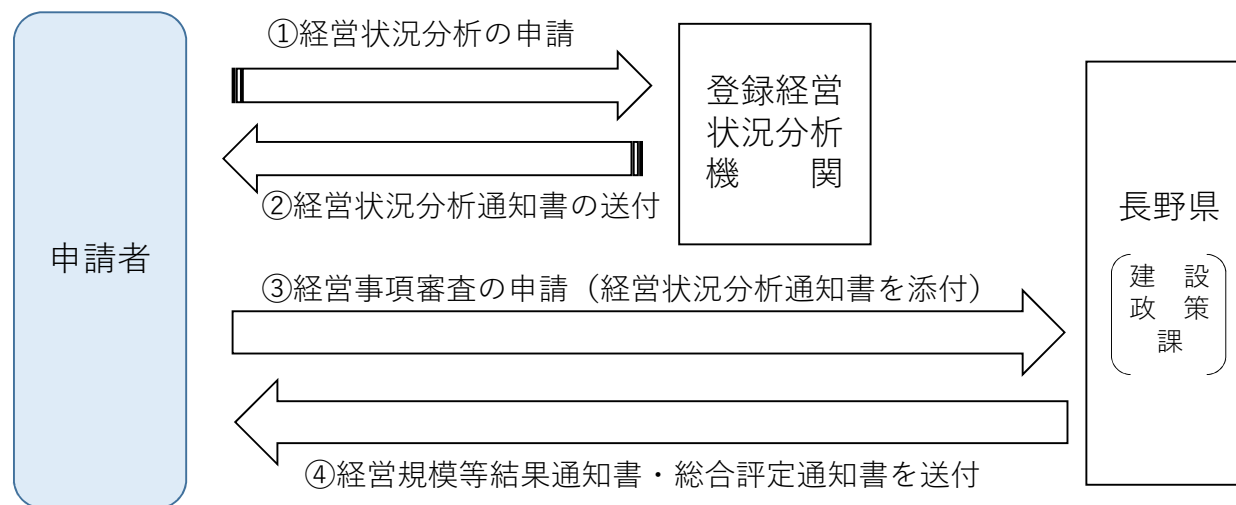
申請が遅れた結果、結果通知が前回の経営事項審査の有効期限より遅れた場合、公共工事の受注はできませんので、注意が必要です。



## 経営事項審査の申請手順について

経営事項審査を申請するためには、申請に先立ち国土交通省登録の「登録経営状況分析機関」による「経営状況分析結果通知書」を用意する必要があります。

経営状況分析の申請を行ってから「経営状況分析結果通知書」が発行されるまでには、一定の期間を要しますので、注意が必要です。



## 経営事項審査の審査項目について

経営事項審査では、下記の審査項目について評価を行い、業種毎の総合評定値(P)を算出します。

区 分	審 査 内 容	評価点数	ウェイト	関係する申請書類	
経営規模	X1	・業種別の年間平均完成工事高	397～2,309	0.25	工事種類別完成工事高 (別紙2)
	X2	・自己資本額又は2期平均自己資本額 ・利益額 利払前税引前償却前利益 = 営業利益 + 減価償却実施額	454～2,280	0.15	経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書 (様式第25号の14) 経営状況分析結果通知書
経営状況	Y	・純支払利息比率、自己資本比率など10項目	0～1,595	0.20	経営状況分析結果通知書
技術力	Z	①技術職員数(業種別) ②元請完成工事高(業種別)	456～2,441	0.25	技術職員名簿 (別紙3) 工事種類別完成工事高 (別紙2)
その他の審査項目	W	①労働福祉の状況(社会保険の加入等) ②建設業の事業継続の状況 ③防災協定の締結の有無 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発費 ⑦建設機械の保有状況 ⑧ISOの登録状況 ⑨若年技術者・技能労働者の育成・確保 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	-1,995 ～1,996	0.15	その他の審査項目(社会性等) (別紙1)

※ 各区分における評価点数にウェイトを乗じ、計算結果を合計することで総合評定値(P)が算定されます。

## 経営事項審査の申請・確認書類について

※ 各書類の表題中、「○」の書類が申請書類、「◇」の書類が確認書類を示します。

※ 申請書類のうち、様式番号等が記載されているものは、長野県HPの「経営事項審査の申請手続について」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html>)からダウンロードが可能です。

※ それぞれの申請書類の詳しい書き方については、「**経営事項審査申請書作成の手引**」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4syuyakuka.html>よりダウンロード可能)を確認してください。

# 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書 関連

## 主な申請・確認書類

○ 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書 (様式第25号の14)

○ 経営状況分析結果通知書

◇ 「確定申告書」、「総勘定元帳」等の写し

## 審査事項

- ・ 申請者の概要
- ・ 経営事項審査の対象業種
- ・ 経営規模 (自己資本、利益額) : X2

## 注意事項

・ 建設業許可に関する事項 (許可番号・住所等は、届出後最新の情報となっているか注意願います。  
(変更等を行ったときなど)

・ 審査を受けようとする業種には、確実に「9」を記入してください

・ 自己資本額・利益額などは、経営状況分析結果通知書の記載内容と相違がないよう注意願います。

# 工事種類別完成工事高表 関連

## 主な申請・確認書類

○工事種類別完成工事高表 (別紙1)

この表は、建設業許可の決算変更届として提出するもの。表には業種、金額、区分などの項目が記載されている。

◇工事経歴書  
(建設業許可の決算変更届として提出しているもの)

◇工事経歴書に記載されている工事に係る「請負契約書」又は「注文書」、「請書」の写  
※業種の区分、公共・元請・下請の区分毎金額上位の3件分を提出

○工事種類別完成工事高付表

◇消費税確定申告書の写し  
◇消費税の領収書又は納税証明書

## 審査事項

- ・経営規模 (完成工事高) : X1
- ・技術力 (元請完成工事高) : Z

## 注意事項

- ・審査対象年度の各業種に係る「完成工事高」・「元請完成工事高」は、原則として「工事経歴書」の記載と一致します。
- ・審査対象外の業種について工事実績がある場合は、「その他工事」欄に合計して記載してください。(実績がない場合も「0」を記載)
- ・包含を行う場合は、工事高表への記載や付表の添付により、包含の事実が確認できるようにしてください。  
(包含：審査対象の業種の工事高に、工事内容に関連性がある審査対象外の業種の完成工事高を加えて審査を行うこと)



## その他の審査項目(社会性等) 関連

### 主な申請・確認書類

#### ○その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

4 その他の審査項目(社会性等)

前回の経営事項調査の申請書類と照合するようにしてください。

6

#### ◇審査項目の記載を証明する書類

<該当の頻度が高い項目と資料の例>

- ・雇用保険：保険料申告書・領収済通知書
- ・健保・厚生年金：領収書・納入通知書
- ・建退共：加入・履行証明書
- ・退職一時金等：加入証明書など
- ・法定外労災補償：加入証明書など
- ・防災への貢献：防災協定（写し）
- ・若年技術者の育成：年齢が分かるもの（保険証等）

#### ◇「建設機械の保有状況」関連書類

##### ○「建設機械の保有状況一覧」（別紙5）

#### ◇建設機械の保有・稼働を証明する書類

- （購入・リース等の契約書（新規）  
機械等の稼働に関する検査証  
（車検証、クレーン検査証等））等

#### ◇「知識及び技術又は技能の向上に関する取組」関連書類

##### ○技能者名簿（様式第5号）

##### ◇「レベル判定結果通知書」の写し

##### ○CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）

##### ◇「CPD実績証明書」又は「学習履歴証明書等」の写し

### 審査事項

・その他の審査項目：W

### 注意事項

- ・申請に際しては、前回の申請内容なども確認し、記載誤りがないことを確認してください。（特に社会保険関連）

## 技術職員名簿 関連

### 主な申請・確認書類

#### ○ 技術職員名簿 (別紙2)

The image shows a detailed form for a technical staff register. It includes a header with instructions and a main table with columns for staff names, positions, and dates. Red boxes highlight the 'Name' and 'Date' columns, and a red arrow points from the 'Date' column to the 'CPD' and 'Learning' documentation requirements.

#### ◇ 技術者としての資格を証明する書類の写し

前年度までの経営事項審査で確認済のものについては、有効期限が定められているものを除き省略可能

#### ◇ 技術者等の常勤性を確認する書類

社会保険加入者の場合  
 ・社会保険(厚生年金基金)の「被保険者標準報酬決定通知」の写し  
 (事業者名の入る健康保険証の写しでも可)  
 社会保険未加入者(適用除外者)の場合  
 ・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」の写し(6ヶ月を超える雇用期間が分かるもの)

#### ◇ 「CPD実績証明書」又は「学習履歴証明書等」の写し

### 審査事項

・ 技術力 (技術職員数) : Z

### 注意事項

・ 技術職員数について、「経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書」記載の人数と一致しているか確認してください。

・ 「技術者の常勤性を確認する書類」については、名簿に記載された全ての技術職員の書類について添付してください。

・ 新たに「技術職員名簿」に記載した職員がいる場合には、「新規掲載者」欄に必ず○を記載してください。

## 経営事項審査の申請手続について

## 経営事項審査の申請について

経営事項審査の申請は、下記により提出してください。

提出先	長野県 建設部 建設政策課 建設業係 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
提出部数	・ 正本 1部 ・ 申請者控え及び返信用封筒 1部（県庁の受付印が必要な場合） ・ 申請者用チェックシート 1部
提出方法	・ 必ず書留（レターパックプラス可）で提出してください。 ・ 封筒の表面に「経営事項審査書在中」と朱書きしてください。

## 申請手数料について

申請手数料は、結果通知の種別、及び審査対象業種数により異なります。

（所定の金額を、長野県収入証紙により申請書類に貼付してください）

- |                           |          |                     |
|---------------------------|----------|---------------------|
| ・ 経営規模等評価のみの申請            | 8,100 円+ | （審査対象業種数 × 2,300 円） |
| ・ 総合評定値算出のみの請求            | 400 円+   | （審査対象業種数 × 200 円）   |
| ・ 経営規模等評価の申請及び総合評定値の算出の請求 | 8,500 円+ | （審査対象業種数 × 2,500 円） |

## 申請書類等の綴り方について

申請書類等は、下記の順番にそれぞれ綴じて提出してください。

- 〔 ② 申請書類は順番に並べ、上部の2箇所をホチキスで綴じ、パンチで穴をあけてください。  
③ 確認書類は順番に揃え、綴じて提出してください。（綴じる方法は問いません。） 〕

### ① 申請者用チェックシート

### ② 申請書類

- 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書  
(様式第二十五号の十四)
- 工事種別完成工事高 (別紙一)
- その他の審査項目(社会性等) (別紙三)
- 技術職員名簿 (別紙二)
- 経営状況分析結果通知書(原本)
- 審査等手数料証紙貼付書 (別紙様式第1号)
- 工事種別完成工事高付表(別紙様式第2号)
- 経理処理を適正に確認した旨の書類(原本)  
(別紙様式)
- 建設機械の保有状況一覧表(別紙様式第5号)
- 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿  
(別紙様式第4号)
- CPD単位を取得した技術職員名簿
- 技能者名簿  
※項番61「CPD単位取得数」、項番62「技能レベル向上者数」の両方が「0」の  
場合のみ添付不要です。
- 委任状(原本)

### ③ 確認書類

- ◇ 「確定申告書」の写し
- ◇ 「総勘定元帳」等の写し
- ◇ 「消費税確定申告書」の写し
- ◇ 消費税の「領収書」又は「納税証明書」
- ◇ 工事経歴書
- ◇ 工事経歴書に記載されている工事に係る「請  
負契約書」又は「注文書」、「請書」の写し
- ◇ その他審査項目の有無を証明する書類
  - ◇ 雇用保険、健康保険、厚生年金
  - ◇ 建設業退職金共済制度
  - ◇ 退職一時金・企業年金制度
  - ◇ 法定外労働災害補償制度
  - ◇ 民事再生法又は会社更生法の適用
  - ◇ 防災活動への貢献
  - ◇ 監査の受審状況
- ◇ 公認会計士・二級登録経理事務士の数
- ◇ 研究開発費
- ◇ 建設機械の所有及びリース台数

- ◇ ISO9001、14001の登録状況の有無
- ◇ 若年技術職員の継続的な育成・確保
- ◇ 新規若年技術職員の育成及び確保
- ◇ CPD取得単位数
- ◇ 技術レベル向上者数、技能者数
- ◇ 技術職員としての資格を証明する書類の写し
- ◇ 技術職員の常勤性を確認する書類

## 経営事項審査結果通知書について

経営事項審査結果通知書は、原則として前月の26日から10日までの間に県に書類がそろっている申請は翌月の10日、11日から25日までの間に県に書類がそろっている申請については、翌月の25日に交付（発送）します。

ただし、書類に不備があった場合、交付が次回以降となる場合があります。

※ 交付予定日が県の閉庁日の場合は翌開庁日が交付日となります。

なお、経営事項審査結果通知書については申請者に郵送します。到着後は通知書の内容を必ずご確認ください。

ご視聴ありがとうございました。